

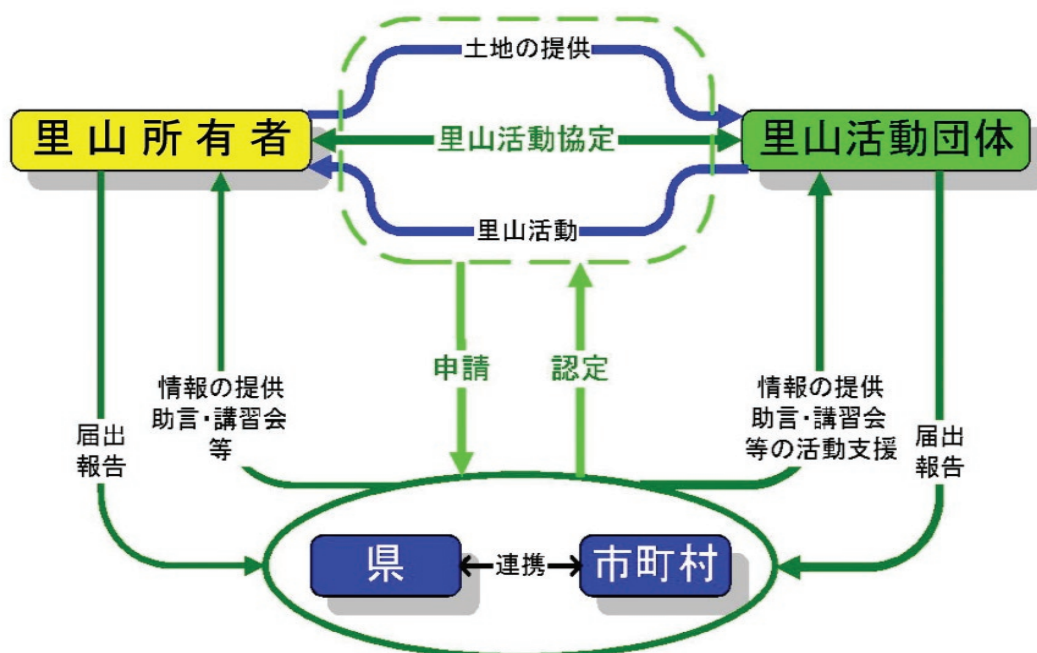
## 2. 身近な自然を守るために ～生物多様性の保全～

### ●里山保全の取組

県では、県民や\*里山活動団体、市町村等が一体となって、人と\*里山との新たな関係を構築し、自然豊かな、県民にとってかけがえのない里山を次世代に引き継ぐことを目的として、15年5月に「千葉県里山の保全、整備及び活用の促進に関する条例」（略称:里山条例）を施行しました。

里山条例では、里山の大部分が民有地であることから、土地所有者と里山活動団体、双方が安心して里山の整備や活用に取り組めるよう「知事の里山活動協定の認定制度」を設けており、この普及を図るため、県内各地でフォーラムなどを開催し、県民への理解を図ってきたところです。

その結果、16年12月現在、土地所有者と里山活動団体との間で26件の里山活動協定が締結され、県がこれを認定いたしました。



#### 里山活動協定の仕組み

里山条例に基づき、土地所有者と里山を利用する団体との間で結ばれた協定を、知事が認定します。

協定の内容には、①活動区域、②協定の機関、③活動内容などを盛り込むことが必要です。

詳しくは、ホームページ「千葉の森林・林業（みどり推進課のページ）を御覧ください。  
<http://www.agri.pref.chiba.jp/nourinsui/11midri/>



里山活動（大地の会）  
千葉市内の里山での下草刈



里山活動（木更津市畑沢地先教育の森）  
での下草刈

また、多くの県民が里山に対する関心や理解を深めるよう、里山条例で定めた「里山の日」の行事として、かずさアカデミアパークで「里山フェスティバル」を開催しました。

このフェスティバルでは、里山活動団体が主体となり開催した「里山シンポジウム」をはじめ、「里山1日体験活動」、「里山の市」など各種イベントが行われました。

更に、里山活動の推進母体として里山活動団体及び企業等が自主的に運営する「ちば里山センター」が設置されました。

このセンターでは、里山活動団体のネットワーク化や各種フォーラムの開催、技術講習会などを行ってまいりますので、広く県民、里山活動団体、土地所有者、企業など皆様のご利用をお待ちしております。



里山フェスティバルでの1日里山  
体験（下草刈）



ちば里山センター講習会の森づくりの  
基本学習（森林研究センター）

## 【ちば里山センターのご連絡先】

住 所 〒299-0265

袖ヶ浦市長浦拓2号 580-148

電話番号 0438-62-8895

ホームページの検索は、ちば里山センター：<http://www.chiba-satoyama.net/>



## ●種の保存

千葉県野生生物は、沿岸部の暖流と寒流の影響等により分布上貴重な種や、半島性に起因する房総固有の種等が多く見られます。

しかし、開発等による生息・生育環境の消滅・分断、外来種との競合などにより、減少又は絶滅の恐れのある種があり、その保全が重要な課題となっています。

### ■ビオトープの推進

「千葉県ビオトープ推進マニュアル」や、実践例を集めた「事例集」を14年に作成し、生物の生息する空間（ビオトープ）を確保した地域づくりを推進しています。16年8月には、「学校ビオトープシンポジウム」を開催し、学校ビオトープの大切さについてパネルディスカッション等を行いました。



ビオトープ作り（酒々井町立大室台小学校）



学校ビオトープシンポジウム

### ■ミヤコタナゴの保護

種の保存法により国内稀少野生動植物種に、また、文化財保護法により国の天然記念物に指定されているミヤコタナゴは、本県と栃木県の限られた地域だけで生息し、絶滅が危惧されています。

この絶滅危惧種の保護・増殖のため、生息地の保全管理等を地元住民等と協働して行っています。



ミヤコタナゴの保護（生息調査活動）



ミヤコタナゴ、ホトケドジョウ

### ■レッドデータブックの活用

生物の多様性を維持・保全するために、特に保護に配慮する必要がある野生生物を選定し、保護の在り方などを明らかにした「千葉県レッドデータブック」を11年（植物編）12年（動物編）に発刊しました。また、その後の変化に対応した見直しを行い、16年3月に、レッドリストの改訂版（植物編）を公表し、現在は18年3月の公表に向け、動物編の改訂作業を進めています。

レッドデータブックは、県民の方々に、希少種保護の認識を深めていただくとともに、環境学習の資料として、また、環境影響評価手続き等における野生動植物の希少種を保全するための基礎資料として活用されています。

## ■外来種対策

外来種とは、本来日本にはいない生物、または国内においてもその地域にいない生物が、人為的に持ち込まれ、新しい土地で生息生育しているものを言います。

外来種はもともたいた生物を駆逐したりして、本来の生態系を大きく攪乱することがあります。また、農林水産業に被害を与えたり、人の生命・身体にとって危険となることもあります。

国は、16年6月に、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」を制定しました。

千葉県内には、哺乳類のアカゲザル、キョン、アライグマ、爬虫類のカミツキガメ、魚類のオオクチバス、ブルーギル、チャネルキャットフィッシュ（アメリカナマズ）、貝類のスクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）、水生植物のナガエツルノゲイトウなどの外来種の生息生育が確認されています。アカゲザルは在来のニホンザルとの交雑の危険、キョンやアライグマやスクミリンゴガイは農林水産業に対する被害、カミツキガメは人の身体に危険を与える可能性、オオクチバス等の魚は他の魚の捕食が指摘されています。



**アカゲザル**

(千葉県立中央博物館所蔵資料)



**アライグマ**

(千葉県立中央博物館所蔵資料)



**キョン**

(千葉県立中央博物館所蔵資料)



**カミツキガメ** (撮影：小林頼太)



**チャネルキャットフィッシュ  
(アメリカナマズ)**

千葉県では、学識経験者5名からなる「千葉県外来種対策(動物)検討委員会」を設置して、千葉県における外来種の状況及び外来種全体に対する基本的な考え方について、検討しています。